

「ちょうなん西小」利用規則

当館では、お客様に安全で快適なご滞在をお楽しみいただくため、別途当社が定める【共通】宿泊約款第9条および商業利用約款第8条（以下、双方の約款をあわせて「約款等」という）に基づき、次の通り利用規則を定めております。本利用規則をお守りいただけない場合、約款等の定めに基づき、施設のご利用をお断りする、又は損害の賠償を請求することがございます。

1. 下記の物品は、他のお客様への迷惑となりますので持ち込みをお控えください。
 - ・悪臭又は騒音を発するもの
 - ・火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
 - ・法により所持を許可されていない銃砲、刀剣、覚醒剤の類
 - ・その他当館が危険と判断するもの

2. 下記行為は禁止とさせていただきます。
 - ・当館が定めたエリア以外への立ち入り。
 - ・当館が定めたエリア以外での火気の使用。
 - ・振動、異臭など周囲に迷惑となる行為。
 - ・21時以降の大きな音出しやむやみに校外に出る行為。
 - ・指定駐車場以外での自動車、バイク、自転車などの路上駐車。
 - ・未成年や車両を運転する者の飲酒またはそれを勧める行為。
 - ・暴力団等反社会的勢力またはこれに準ずる者の使用、宗教団体などの勧誘行為、公序良俗に反する行為。
 - ・施設内及び敷地内で当館の許可なく広告物の配布や物品の販売を行う行為。
 - ・廊下及び客室内での賭博及び風紀を乱すようなこと。そのほか他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をかけたりにする行為。
 - ・宿泊客以外の来訪客を宿泊させる行為。
 - ・客室内の諸物品を施設の外に持ち出したり、施設内の他の場所に移動したりする行為。
 - ・施設の建築物や諸設備を破損させる行為。
 - ・施設の建築物や諸設備に異物の取り付け、現状を変更するような加工をする行為。
 - ・動物、鳥類、ペットの類のお持ち込み（盲導犬、聴導犬などを除く）。
 - ・その他当館が望ましくないと認める行為。

2018年4月9日発行

2019年2月1日改定

2024年10月1日改定

2025年2月7日改定